

新津金屋運動広場

料金変更のお知らせ

日頃より施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

新潟市では、これまで公の施設を利用する方と利用しない方との公平性の観点から、施設を利用する方に適切な金額を負担していただくための検討を行い、このたび、以下のとおり料金を変更することになりましたのでお知らせいたします。

ご負担をおかけいたしますがご理解くださいますようお願い申し上げます。

新料金の適用

令和7年4月1日以降の利用から

専用利用

(野球場)

利用目的		入場料の徴収の有無	現料金	新料金
スポーツ、 体育及び レクリ エーショ ンの催物 及び練習 の利用	営利又は営業 を目的 としない場合	入場料を 徴収しな い場合	1時間につき 2,000円	1時間につき 2,420円
		入場料を 徴収する 場合	1時間につき2,000円 に利用した時間数を 乗じて得た額（以下 この表において「基 本額」という。）に、 1日につき、1人当 たりの入場料の最高 額に100を乗じて得 た額を加算した額	1時間につき2,420円 に利用した時間数を 乗じて得た額（以下 この表において「基 本額」という。）に、 1日につき、1人当 たりの入場料の最高 額に100を乗じて得 た額を加算した額

利用目的		入場料の徴収の有無	現料金	新料金
スポーツ、 体育及び レクリ エーショ ンの催物 及び練習 の利用	営利又は営業 を目的 とする 場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき 26,000円	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない 場合の区分に応 じて計算した額又 は基本額に、1日 につき、1人当 たりの入場料の最 高額に100を乗 じて得た額を加 算した額のい ずれか大きい方 の額	入場料を徴収しない 場合の区分に応 じて計算した額又 は基本額に、1日 につき、1人当 たりの入場料の最 高額に100を乗 じて得た額を加 算した額のい ずれか大きい方 の額
上に掲げ るもの以 外の各種 の行事及 び集会の 利用	営利又は営業 を目的 としない 場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき 8,000円	1時間につき 9,680円
		入場料を徴収 する場合	基本額に、1日 につき、1人当 たりの入場料の最 高額に100を乗 じて得た額を加 算した額	基本額に、1日 につき、1人当 たりの入場料の最 高額に100を乗 じて得た額を加 算した額
	営利又は営業 を目的 とする 場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき 26,000円	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない 場合の区分に応 じて計算した額又 は基本額に、1日 につき、1人当 たりの入場料の最 高額に100を乗 じて得た額を加 算した額のい ずれか大きい方 の額	入場料を徴収しない 場合の区分に応 じて計算した額又 は基本額に、1日 につき、1人当 たりの入場料の最 高額に100を乗 じて得た額を加 算した額のい ずれか大きい方 の額

附属設備

(野球場)

種類	単位	利用区分	現料金	新料金
照明	—	1時間につき	4,000	4,840
スコアボード	一式	1時間につき	200	250
放送設備	一式	1時間につき	200	250

専用利用

(多目的グラウンド)

(1時間につき)

利用目的		入場料の徴収の有無	現料金	新料金
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,000	2,420
		入場料を徴収する場合	4,000	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	26,000	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	8,000	9,680
		入場料を徴収する場合	16,000	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	26,000	31,460

問い合わせ先

新潟市秋葉区地域総務課文化スポーツ担当
0250-25-5671